

対象	中学校 3 学年以上
教科	総合学習・社会科
該当 単元	中学 3 年 ・ 差別のない社会 ・ 障がい者理解 「人間の尊重と 日本国憲法」
教科書	東京書籍等
掲載日	2016. 4. 1. 朝刊 12 版 2 面

問1：4月1日に施行された障害者差別解消法はどんな目的で作られたのか、26字で書き出しましょう。

の法律

問2：この法律は、不当な差別的対応を、どこに対して禁止したのですか。

() () () ()

問3：民間事業者に罰則が科せられるのは、どんな場合ですか。

①()

②()

発展：この法律の意義や課題に触れて、記事の感想を書きましょう。

障害者差別解消法も きょうから

障害者差別解消法が1日に施行された。障害者が健常者と同じように暮らせる社会を実現するため、不当な差別を禁止し、民間事業者を含めて必要な配慮をするよう義務付けており、障害者政策を大転換する内容。政府の対応の遅れなどで、法律への理解は進んでいない。(城島建治)

高所の商品渡す ■ 入り口にスロープ

「障害者差別解消法」でどう変わる

求められる配慮の例

- ▶ 車いす利用者のために高所にある商品を取って渡す
- ▶ 車いす利用者のために店の入り口の段差にスロープを設置する
- ▶ 目の見えない人に食事のメニューや文書を読み上げる
- ▶ 知的障害のある人に対して、ルビを振った分かりやすい言葉で書いた資料を手渡す



障害を理由とする差別を禁止

- ▶ 聴覚障害のある人が1人で病院を受診。筆談のための時間がとれないと受診を拒否された
- ▶ 盲導犬を連れた人が「動物は店内に入れない」とレストランの入店を拒否された



法律は国の機関、地方自治体、民間事業者に対し、不当な差別的対応を禁止した上で、合理的な配慮(その場で可能な配慮)を義務付けた。合理的な配慮とは、例えば障害のある人が列車を乗り降りする場合や、駅構内を移動する場合に鉄道会社の職員が手伝うこと。障害者が生活する中で必要な手助けをすることを意味する。行政機関は法的義務、民間事業者は道徳的義務を負う。

問は一律に対応できないとして努力義務にした。民間事業者が政府から報告を求められても従わなかったり、虚偽の報告をしたりした場合、罰則が科される。法律は関係する十五省庁がそれぞれ、民間事業者向けに対応指針をつくるよう義務付けた。各省庁が事業者への通知を出し終えたのは一月中旬で、民間事業者が職員に徹底する時間が短すぎ、十分な対応ができないとの指摘もある。法律を所管する内閣府は「周知不足を指摘する声が入閣府にも寄せられている。理解が進むよう各省庁、地方自治体と協力していきたい」と話す。国内の障害者は約七百八十八万人。

【活用にあたって】

人権とは、人が生まれながらにしてもっている人間としての権利のことであり、人間は個人として尊重され、自由に生き、安らかな生活を送ることができなければならない。それを権利として保証したのが基本的人権であることは小学校6年生でも学習しました。

しかし現実社会に目を向けると、意識の有る無しに関わらず人々の間に「差別」が生まれています。今回の記事にあるような法律が誕生しても、周知徹底がなされ、人々の中に真の人権感覚が養われない限り、「差別」は無くなりません。こうした記事を用いて、何度も繰り返し指導していくことが大切だと思います。

解答例

問1：**障害者が健常者と同じように暮らせる社会を実現するため** の法律

問2： 国の機関 ・ 地方自治体 ・ 民間事業者

問3： 政府から報告を求められて従わなかった場合
政府から報告を求められて虚偽の報告をした場合

発展： 基本的人権の尊重や周知不足などの課題に触れながら書けているとよいと思います。